

「給与デジタル払い」

2021年1月27日付の日経新聞に「給与デジタル払い今春に」という記事がありました。この「給与デジタル払い」について説明します。

1. 「給与デジタル払い」について

給与については、労働基準法第24条において労働者保護の観点から給与支払いの遅れなどがないように「(1)通貨で、(2)直接労働者に、(3)全額を、(4)毎月1回以上、(5)一定の期日を定めて支払わなければならない」と規定されています（貸金支払の5原則）。例外的に免許制でお金の管理体制が厳しくチェックされている銀行や一部の証券会社口座への振り込みを認めていました。それを労働基準法に基づく省令の改正を行い、「資金移動業者」を給与振り込み業者として認めるといったものです。これにより銀行口座を介さずに資金移動業者が提供するスマホ決済、プリペイドカード、電子マネーなどのデジタルマネーで給与を受け取り出来るようになり、便利な決済手段と給与が直結することになります。今後、銀行口座を開設せず、デジタルでの受け取りを選ぶ方が増える可能性があります。

2. 「資金移動業者」とは

「資金移動業者」とは、銀行以外で「為替取引」を事業として営む登録された事業者のことです。身近なところでは、スマートフォンアプリ上で決済機能を提供する「Pay Pay」や「LINE Pay」などの個人間送金サービスを行う事業者がこれに該当します。当初、資金移動業者による送金サービスは、100万円が限度でしたが、2020年の法改正により規制緩和され、100万円を超える高額送金も2021年春頃より可能となり、3つの類型に分けられます（図表1）。資金移動業を事業とする場合は、登録要件を満たすことおよび内閣総理大臣へのライセンス登録、高額類型については内閣総理大臣の認可も必要となります（図表2）。また登録後においても様々な規制があります。2021年2月末現在において資金移動登録業者は80社あります（図表3）。

図表1 資金移動業の類型

高額類型 (第一種資金移動業)	認可制	<ul style="list-style-type: none"> 100万円を超える為替取引を行うことができる 具体的な送金指図がある場合のみ利用者から資金を受け入れ、直ちに送金する必要あり
現行類型 (第二種資金移動業)	登録制	<ul style="list-style-type: none"> 100万円までの為替取引を行うことができる（第三種資金移動業を除く） 現行の枠組みを維持（ただし利用者から預かった資金が100万円を超える場合、送金と無関係な資金の払出しを求める）
少額類型 (第三種資金移動業)	登録制	<ul style="list-style-type: none"> 少額として政令で定める数万円以下の為替取引を行うことができる 利用者から預かった資金について、供託など既存の保全方法に代えて、分別した預金で管理することを認める 外部監査を義務付ける

金融庁 HP 国会提出資料及び新聞記事より当研究所にて作成

図表2 資金移動業の主な登録要件

No.	主な登録要件
1	「株式会社」又は「国内に営業所を有する外国資金移動業者」であること
2	「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」を有すること 審査基準 (1) 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有していること (2) 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有していること (3) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっていること
3	「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備」が行われていること
4	他の資金移動業者と同一又は類似の商号・名称を用いていないこと

一般社団法人日本資金決済業協会 HP より当研究所にて作成

図表3 主な資金移動業者

株式会社 NTT ドコモ
株式会社 クレディセゾン
LINE Pay 株式会社
株式会社 メルペイ
楽天 Edy 株式会社
PayPay 株式会社

金融庁「資金移動業者一覧」より当研究所にて作成

閑話ひとつ

- ▶ 去る2021年1月1日に日英経済連携協定が発効しました。新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し貿易等が停滞する中、自由貿易の推進に強いメッセージになったと思います。
- ▶ ところで、日英と言う言葉から何を連想しますか。わたしは、真っ先に日英同盟を連想します。日英同盟は、日本とイギリスとの間の軍事同盟で、1902年に締結されました。つまり来年2022年は、同盟締結から120年目となります。
- ▶ この日英同盟において一人の会津出身の軍人を思い出します。「コロネル・シバ」こと柴五郎という人物です。彼は北清事変の際の北京籠城戦で活躍し、その功績が日英同盟として結実したと言う人もいます。この人物を知ったのは、たまたま購入した株式会社 PHP 研究所の「歴史街道」に書かれていたからで、この人物を知ったとき「福島県人がこんなところでも…」と感激したことを覚えています。
- ▶ 最近では、今まで知らなかった人物の業績、特に福島県出身の人物の業績を見つけることが楽しみになっています。(YN)